



基山町教育大綱

第3期

令和6年4月改訂

基 山 町

目 次

はじめに	1
------	---

1 教育大綱の策定にあたって

(1) 教育大綱策定の経緯	2
(2) 教育大綱の趣旨	2
(3) 教育の方向性	2
(4) 教育大綱の実施期間	2
(5) 教育大綱の見直し	2
(6) 施策の基本目標と持続可能な開発目標（SDGs）について	3

2 施策の基本目標

基本目標 1	オール基山で子供を育む教育の推進	4
基本目標 2	「生きる力」を育む学校教育の推進と教育環境の充実	6
基本目標 3	多様な生涯学習活動の推進	9
基本目標 4	多彩な文化芸術と学術の振興	10
基本目標 5	豊かな文化遺産・伝統文化の保存と継承	11
基本目標 6	夢・感動と活力を生むスポーツの振興	12

語句説明	14
------	----

※本文中、右上に数字がある語句は、語句説明をご参照ください。

（例）こども家庭センター※¹

基山町教育大綱 体系図	17
-------------	----

はじめに

～「オール基山で人を育てる教育力の高いまち」をめざして～

このたび、本町の令和5年度からの4年間の教育施策の今後の方向性や基本目標を示す「基山町教育大綱（第3期）」を策定いたしました。

今回の基山町教育大綱（第3期）では、6つの教育施策の基本目標を定めています。第5次基山町総合計画の基本計画に掲げる「オール基山で人を育てる教育力の高いまち」をより一層体现できるよう、基本目標1に「オール基山で子供を育む教育の推進」を掲げ、学校や家庭だけでなく基山町全体で子供を支える取組を示しています。

令和6年4月には、さらにきめ細かな子育て支援を推進するため、子育て世代包括支援センターの機能を拡充し、母子保健と児童福祉を一体的に支援する「基山町こども家庭センター」を設置する予定としております。今後はこのこども家庭センターを中心に、関係機関との連携を強化し、一人一人のニーズに沿った切れ目のない子育て支援と教育環境の安定を「オール基山」で取り組んでまいります。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響は予測困難なもので、これを契機にオンライン教育が進展し、学び方が大きく変化しました。また、急速に進む技術革新やグローバル化、少子高齢化の進行による人口構造の変化など、子供や教育をとりまく環境はより一層変わってきています。このような中で、今後もこれまで以上に時代の変化に的確に対応し、学校における児童生徒の教育の充実はもとより、一人一人が多様な幸せを実現できるよう、さらなる教育環境の充実を図っていく必要があります。

2024年に基山町で開催される国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の開催を契機として、誰もがスポーツを楽しむことができる環境を整備し、スポーツを通じた共生社会を実現していきます。また、多彩な文化、芸術、音楽等に親しむ機会を提供し、町民一人一人の幸福度向上を促進します。

基山町の豊かな自然環境のなかで、地域ぐるみ、社会全体で、総合的な子育て環境を整備し、子供から大人まで豊かな人間性や社会性を育み、「オール基山で人を育てる教育力の高いまち」となるよう、総合的な教育力の向上をめざしてまいります。

最後に、本教育大綱の策定にあたり、熱心にご審議を重ねていただいた基山町教育委員会の委員の皆さまに心から感謝申し上げます。

令和5年11月

基山町長 松田 一也

1 教育大綱の策定にあたって

(1) 教育大綱策定の経緯

平成26年の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正（平成27年4月1日施行）に伴い、町長と教育委員会が教育政策について議論することを目的とした「総合教育会議」を設置することとなりました。総合教育会議において、町長と教育委員会が協議・調整を行い、今後の本町の教育、学術及び文化等の振興に關しての総合的な施策となる基山町教育大綱を策定しています。

(2) 教育大綱の趣旨

この大綱は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3第1項の規定に基づき、本町の教育、学術及び文化等の振興に関する総合的な施策の基本的な方針を定めるものです。

また、大綱の策定に当たっては、国の「教育振興基本計画」及び佐賀県の「佐賀県教育大綱」を勘案して、本町の「基山町総合計画」に基づいて策定するとともに、個別計画との整合性を図っていくこととします。

(3) 教育の方向性

本町では、豊かな自然環境のなかで、地域ぐるみ、社会総がかりで、総合的な子育て、子育て環境を整備し、子供から大人まで豊かな人間性や社会性を育み、総合的な教育力の高さを特性にできるよう、「オール基山で人を育てる教育力の高いまち」をめざしていきます。

(4) 教育大綱の実施期間

令和5年度から令和8年度までの4年間とします。

(5) 教育大綱の見直し

大綱の計画期間は4年間としていますが、本町を取り巻く社会経済情勢やニーズの変化、また、法律や国の制度改正などがあつた場合には、総合教育会議において協議を行い、必要に応じて適宜見直しを行います。

(6) 施策の基本目標と持続可能な開発目標（SDGs）について

持続可能な開発目標(SDGs)は、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載されている2030年を期限とする開発目標です。「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、国際社会全体で取り組むこととされており、社会のあらゆる主体が積極的な役割を果たすことが期待されています。

この大綱において、SDGsの中の「4 質の高い教育をみんなに」を基本とし、他のSDGsの目標の関連性を意識しながら、各施策の基本目標の推進によりSDGsの達成に向けて取り組みます。



- 目標 1 あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ
- 目標 2 飢餓をゼロに
- 目標 3 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する
- 目標 4 すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
- 目標 5 ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る
- 目標 6 すべての人々に水と衛生へのアクセスを確保する
- 目標 7 手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する
- 目標 8 すべての人々のための包摂的かつ持続可能な経済成長、雇用およびディーセント・ワークを推進する
- 目標 9 レジリエントなインフラを整備し、持続可能な産業化を推進するとともに、イノベーションの拡大を図る
- 目標 10 国内および国家間の不平等を是正する
- 目標 11 都市を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする
- 目標 12 持続可能な消費と生産のパターンを確保する
- 目標 13 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る
- 目標 14 海洋と海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
- 目標 15 森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る
- 目標 16 公正、平和かつ包摂的な社会を推進する
- 目標 17 持続可能な開発に向けてグローバル・パートナーシップを活性化する

2 施策の基本目標

基本目標1 オール基山で子供を育む教育の推進



(1) 感動体験・成功体験を積む教育の推進

子供たちが社会との関わりを自覚しながら自ら感じ学びとる力を育成していくために、家庭、学校、地域住民、関係機関等が連携協力していく必要があります。子供たちが様々な体験を積み、また、自らの目標や課題を設定し、それに向かって主体的に行動できるように地域が一丸となって支える体制を構築していきます。

取組方針

- 家庭、学校、地域、団体、行政などが一体となって、子供たちの多様な体験活動を推進し、感動体験・成功体験を育み、子供たちの自己肯定感を高めます。
- 子供たちが自主性・社会性などを身につけられるように、多くの子供たちが地域の活動に参加できるよう機会の充実を図るとともに、活動への参加を促します。
- 地域の活動に参加し多世代と交流していくなかで、道徳的観念や心身の健康が形成されるよう努めます。

(2) きやま式伴走型支援の強化

家庭、幼児教育・保育施設、学校、地域、こども家庭センター^{※1}、専門機関等と連携して、子供や子育て世帯に伴走し寄り添いながら継続的に関わり、つながりや信頼関係を築いていきます。また、潜在的な支援ニーズの把握に努め、「支援を届ける」姿勢で積極的に関わっていくことを心がけていきます。

令和6年4月から保健センター内に「基山町こども家庭センター」を設置し、母子保健と児童福祉の一体的な相談支援体制を整備しました。妊娠期から子育て期までの町民のワンストップ窓口として、子育て世代の若者や子供一人一人に寄り添い、誰一人取り残すことのないよう、きめ細かな子育て支援を推進します。

取組方針

- 子育て世代包括支援センター^{※2}の機能を強化・拡充した「こども家庭センター」において、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援や育児相談助言、情報提供体制の更なる充実を図ります。
- 子供の発達段階に応じて必要な学びができるよう子育て支援セミナーや各種講座を開催するなど、家庭への支援を推進します。
- 更なる子育て支援の充実を図るため、子育て、教育に関する実態や利用の希望を適宜調査し、現状把握と評価分析を行います。
- ファミリー・サポート・センター事業^{※3}の取組を積極的にPRし、会員数やマッチング数を増やすことで、地域ぐるみの助け合いの輪を広げます。

- 家庭環境や発達の段階で支援の必要性が高い子供たちに対して、児童相談所や医療機関等の関係機関と連携を強化し、支援の充実を図ります。
- 教育支援センター（まいるーむ）^{※4}や放課後等デイサービス^{※5}等の取組を推進し、特別な支援を必要とする子供たちを支援します。
- 本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子供（ヤングケアラー^{※6}）に対し、実態把握に努め、積極的に支援するとともに、適切な教育環境の整備をめざします。
- 子どもの医療費無償化や副食費、給食費助成等、子育て世帯の負担を軽減させる取組を実施するとともに、関係医療機関との連携を強化して病後児保育施設の充実を図るなど安心して子供を育む環境を整えます。

（３）就学前教育等の環境整備

少子化や核家族化などの進行に伴う子供や家庭を取り巻く環境の変化を踏まえ、子育て家庭を見守り地域ぐるみで互いに助け合うことができる環境づくりをめざします。また、生涯にわたる人格形成の基礎づくりのための就学前の幼児教育・保育の充実を推進していきます。

取組方針

- 妊娠・出産・子育て等に関する情報を積極的に提供し、子育ての仲間づくりやサークル活動等を推進するとともに、細やかな育児相談体制の充実を図ります。
- 必要な幼児教育・保育サービスの提供体制を整備します。
- 保育所、幼稚園等関係機関のネットワーク機能を充実させ、子供たちの学ぶ意欲を高めるとともに、小学校期への移行支援の環境を整備し、小学校生活が円滑にスタートできるよう一人一人をサポートします。

（４）防災・防犯・交通安全の意識の向上

安心・安全なまちの環境づくりに向けて、日頃から防災意識の向上や見守り隊の活動促進、交通安全指導員の組織強化等を図り、地域一体となった防犯、防災等の取組を推進していきます。

取組方針

- 日頃から地震や豪雨などの自然災害への防災意識を向上させるため、子供たちへの防災教育を実施します。また、自主防災組織の活動への支援などをおして、地域と一体となった防災対策に取り組みます。
- 子供たちを多様化する犯罪等から守るため、防犯灯や防犯カメラの設置を促進し、関係機関との情報共有と連携強化を図ります。
- 通学路点検等を適宜行い、安心・安全に通学できる通学路を整備するとともに、交通ルールについて、学校や地域での指導の強化を図ります。
- 自主防災組織、見守り隊、補導員会、警察署などの関係機関との連携を強化し、地域と一体となった安心・安全なまちづくりを推進します。

- 大規模自然災害や未知の感染症拡大等が発生した際には、関係機関と連携をとりながら、子供たちが安全に学校生活を送れるよう、また、安心して学べる学習環境を整えます。

(5) 豊かな心を育む環境の整備

子供たちが多様な価値観や豊かな心を育めるように、町内の様々な施設や制度を安心して利用できる雰囲気づくりを推進していきます。

取組方針

- 図書館や福祉交流館、多世代交流センター憩の家、各区の公民館などの施設を気軽に利用できる雰囲気づくりに努めます。
- 子供たちが放課後や土曜日に安心して過ごすために、放課後児童クラブ^{※7}と子どもの居場所づくり教室^{※8}の計画的な運営に努めます。
- 子ども食堂^{※9}、多世代食堂^{※10}の取組を支援することで、子供たちの孤食を防ぎ、地域の方々との交流を育みます。また、貴重な食材資源を無駄なく活用し食品ロスの削減をめざすため、フードドライブ^{※11}の取組を推進します。
- 子供の成長・発達段階に合わせて地域、家庭、学校が連携し、子供の自己実現を図れるよう、協力体制の充実を図ります。
- ポストコロナ時代に向けて、安心して生活ができる環境を整備するとともに、制限のない生活を選択できるような環境を整えます。

基本目標2 「生きる力」を育む学校教育の推進と教育環境の充実



(1) 確かな学力を育む教育の推進

指導方法の工夫・改善や教材・教具等の工夫などに取り組むことで学力向上をめざしていきます。また、教育の更なる質の向上に向け、授業の検証・改善を行うとともに、GIGAスクール構想^{※12}の推進をはじめ、ICT利活用教育^{※13}を推進し、教育のDX化^{※14}を推進していきます。特にタブレット端末の活用で、一人一人の特徴や実態に応じて学習課題や教材に取り組ませるなどして、「個別最適な学び」や「協働的な学び」が実現できるように努めていきます。

なお、「ChatGPT^{※15}」などの生成AIについては、状況に応じた活用方法を検討していきます。

取組方針

- 小中一貫教育の取組をとおして、児童生徒に確かな学力を身につけさせ、自ら考える力や表現力等の育成に努めます。また、児童生徒の学力の現状把握と評価分析を行い、各学校の検証・改善サイクルの取組を支援します。

- 放課後補充学習^{※16}等をととして、学ぶ楽しさや学ぶ意義を感じさせ、学習意欲の向上や学習習慣の形成につなげます。
- 家庭学習の手引きを活用し、学校と家庭との連携強化を図ります。
- デジタル教材や一人一台端末等の活用等で教育のDX化を進め、一人一人の多様な状況やニーズに対応した取組を行うなどして、学力向上につなげます。

(2) 豊かな心を育む教育の推進

道徳教育や生徒指導を充実させるなど、教育活動全体をととして、児童生徒の豊かな心の育成に取り組んでいきます。また、今後グローバル化が進展する中で、様々な人々と相互に尊重しながら生きることや、社会の一員として自分に出来ること、自分がすべきことについて考えたり実践したり体験活動を行ったりすることで、心豊かな人材を育成していきます。

さらに、各学校で教育目標や運営方針の中に人権教育のねらいを位置付け、すべての教職員で共通理解を図っていき、児童生徒に人権意識を高める取組を行っていきます。

取組方針

- 道徳教育や体験活動、人権・同和教育を核としながら、学校教育全体での心の教育の充実を引き続き推進します。
- 地域の方々との交流や勤労生産的な活動など、実際に経験や体験する活動を大切にして児童生徒の豊かな心を育みます。
- いじめ等の問題に対して、未然防止や早期発見・早期対応などの校内体制の構築を行い、関係機関との連携の強化等に取り組みます。
- 学級や集団の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくなどしてキャリア教育^{※17}の推進を図ります。
- 人権週間、人権集会等の取組や教育活動全体を通じ、性別、年齢、国籍、障がいの有無などによる差別をなくし、人権を尊重し、多様性を認め合う学びや体験を推進します。
- 性的マイノリティ^{※18}に関する正しい理解のもと、児童生徒に対する相談体制の充実など、当事者に寄り添った適切できめ細かな対応の実施に努めます。
- 持続可能でよりよい世界をめざす17の国際目標（SDGs）を理解し、環境問題等の地球規模の課題を自分ごととして捉え、その解決に向けて自ら行動を起こす人材育成をめざします。

(3) 健やかな体を育む教育の推進

生涯にわたってたくましく健やかに生きるためには、運動の楽しさや特性に触れさせ、小学生の頃から運動の習慣化を図ることが大切です。また、感染症、アレルギー疾患、性に関する問題等、学校だけでは解決できない現代的な健康課題に対応していくためには、家庭と連携した指導の充実を図る必要があります。

さらに児童生徒が食の大切さを理解し、望ましい食習慣の形成ができるように、給食時間だけでなく、教育活動全体をとおして食育を推進する必要があります。

取組方針

- 各学校で児童生徒の体力・運動能力の向上に係る取組が行われるよう支援するとともに、学校体育の充実を図ります。
- 「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン^{※19}」にしたがって、学校と地域の連携を深めた新たな部活動のスタイルを段階的に取り入れるなど、中学校運動部活動の改革を進めます。
- 児童生徒の健康の保持増進を図るため、家庭や地域の関係機関等との連携により、健康教育への意識を高めるとともに、学校保健計画に基づき、保健管理や保健教育等の充実に取り組みます。
- 安心・安全でおいしい給食の提供に努めます。
- 学校給食において地場産物の食材を積極的に活用し、また家庭や地域との関わりを意識した食育の取組を推進します。

(4) 多様なニーズに応じた教育の推進

特別な支援を必要とする児童生徒の増加等に対応し、一人一人のニーズに応じたきめ細かな支援を行い、特別支援教育の更なる充実を図ります。

また、グローバル化が急速に進んでいることから、国際的な視野を持ち、外国語によるコミュニケーション能力を備えたこれからの時代を生きぬく人材の育成に努めていきます。環境問題についても身近で大切なことと捉え、その解決方法を自ら考え、行動できる人材育成をめざします。一方で、国際化が進み、日本語指導を必要とする児童生徒も増えてきていることから、その対応も行っていきます。

また、子供たちを取り巻く環境や課題は複雑化・多様化しており、不登校の児童生徒数も年々、増加の傾向にあります。不登校への対応にあたっては、児童生徒一人一人やその保護者に寄り添った支援が大切であり、家庭や地域、関係機関等と連携しながら支援していく必要があります。

取組方針

- 特別な支援を要する子供がその能力を最大限発揮して学習できるよう、実態に即した教育課程の編成等や環境整備に努めます。
- グローバル社会に対応できる伝統・文化の理解、表現力・コミュニケーション能力の育成などで、世界に目を向けることができる児童生徒を育てます。また、外国語を使ってコミュニケーションすることを楽しみ、自己の考えなどを主体的に発信できる児童生徒の育成をめざします。
- 国際化の進展により、日本語指導を必要とする児童生徒については、個別の支援等を行うように環境を整えます。

- 学校への登校が難しい児童生徒の支援をするために、教育支援センター（まいる一む）で子供たちの自立への支援や学習支援等を行います。また、不登校の未然防止や早期対応に組織的に取り組みます。

（５）教育を支える人材と環境の整備

学校が、児童生徒にとって楽しく学び、安心して生活できる場となるよう安心・安全で質の高い環境づくりを行うことが必要です。そのため、施設・設備の必要な整備を行うとともに人的配置についても適切に対応していきます。

また、学校に対する多様なニーズや部活動等で教職員に過重な負担がかかっている部分については、今後、質の高い学校教育を持続、発展させるために見直しの必要な部分がないかを見極めるなどして、働き方改革を進める必要があります。

さらに、地域とともにある学校づくりを進めるため、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）※²⁰を核とした学校と地域の連携・協働を図っていきます。

取組方針

- 学校施設・設備の充実や学習環境の提供に計画的に取り組めます。
- 登下校時及び校内における事件、事故、災害から児童生徒を守るため、教職員の危機管理能力を高めるとともに、各種避難訓練等を実施することで児童生徒の危険予測能力、危機回避能力等を向上させます。
- 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を核とした地域との連携・協働を行うことで、地域とともにある学校づくりをめざします。
- 若基小学校の小規模特認校※²¹としての魅力を高めるとともに、制度の周知を行うなどして、学校規模の適正化に努めます。
- 校務システムのより積極的な活用等、教育のDX化を進めるなどして、教職員の多忙化を解消し、教師が子供たち一人一人に寄り添える環境を整えます。
- 就学援助制度※²²や育英資金※²³等の周知徹底を行います。

基本目標 3 多様な生涯学習活動の推進



（１）生涯学習活動の推進

今後の地域人口減少や世代構成の変化に伴い、地域の活性化に地域が自ら取り組み、主体的に学び、行動する人を増やしていくよう努めていきます。

取組方針

- 今後の社会の課題に対応するため、子供から大人まで誰もが学び続けることができる環境づくりを行い、生涯学習の機運を更に醸成します。
- 変化が激しい社会情勢のなかで、必要なタイミングで学びを通じて能力やスキルを身につけられるように、「学び直し」の機会を提供できるように努めます。

(2) 人権意識の向上

誰もが人権に関する正しい知識を持ち、家庭・地域・職場・学校などのそれぞれの場面で、思いやりを持って人と接する気持ちを育み、最優先されるべき基本ルールとして日常生活の中に人権意識の定着を図っていきます。

取組方針

- あらゆる差別意識の解消に向けた人権に関する理解と認識を深める学習の機会を提供し、人権に対する正しい知識を身につける取組を推進します。
- 人権啓発を目的とした講座、講演等の実施に努めます。

(3) 多世代の学びの推進

人々の価値観やライフスタイルの多様化に対応して、様々な学習機会を充実し、継続的な学びの機会を増やしていくとともに、主体的に学び行動する人を増やし、その成果を地域社会の中で活かすことができるような環境づくりを推進します。

取組方針

- 図書館や多世代交流センター憩の家を活用して高齢者の社会参画を推進します。また、子供から大人まで参加できるプログラミング学習^{※24}、eスポーツ^{※25}、軽スポーツなど多世代の人々が交流し、楽しく学びあえる環境づくりを推進します。
- 多世代の学びの推進のため、地域人材の掘り起こしや育成に努めます。
- 町民、町民活動団体、事業者等が学びを通じて地域の魅力や課題を共有し、その情報の発信や解決策を実践する人材の育成をめざして、町内外の多彩な人材から学び、行動を興していく「きやま人づくり大学^{※26}」の取組を継続します。

基本目標 4 多彩な文化芸術と学術の振興



(1) 文化芸術への親しみ

文化芸術は、人々に楽しさや感動、精神的な安らぎや生きる喜びをもたらし、人生を豊かにするとともに、すべての町民が真にゆとりと潤いを実感できる心豊かな生活を実現していくうえで不可欠なものです。

文化芸術の分野は多種多様にわたるため、多彩な文化芸術に出会い、楽しめる体験型の機会を提供することにより、文化芸術に親しむ人の裾野を広げるとともに、取り組む層を厚くしていきます。

取組方針

- 学校教育や社会教育の中で、文化体験・鑑賞教室などによる文化芸術に理解を深める体験型の機会を充実するとともに、文化芸術活動の発表の場を設けます。

- 文化芸術に親しむ人の裾野を広げるとともに、取り組む層を厚くするため、多彩な文化芸術を楽しむことができる環境や理解を深めるための機会の充実・拡充に取り組みます。

(2) 文化芸術活動拠点の環境づくり

基山町民会館や多世代交流センター憩の家などの町内施設を文化芸術活動の拠点となるように有効に活用し、町全体を文化芸術振興のステージとして活性化できるように環境づくりに努めます。

取組方針

- 基山町民会館が気軽に文化芸術を鑑賞し、心地よい集いの空間となるよう努めるとともに、多世代交流センター憩の家などの町内施設でも文化芸術の活動拠点となるように環境を整えます。
- 誰もが、いつでも文化芸術に関する情報を収集できるよう情報発信に努めます。
- 文化芸術のイベント等を通じて、たくさんの人が本町を訪れることで、おもてなしのレベルアップ、本町の情報発信と魅力向上、地域の活性化につなげます。

(3) 図書館によるアカデミック空間創出

図書館は、変化し続ける社会の中で、人生100年時代を心豊かに生きがいを持って暮らしていくために、町民一人一人が生涯にわたって学び続けることをまちの文化的情報（知・学・交流）の拠点として支援していくとともに、他の組織と連携した幅広い学びの支援と情報発信を行っていきます。

取組方針

- 年代や障がいの有無に関わらず全ての人が利用しやすい形式で、読書による文字・活字文化の恩恵を受けられるよう図書館サービスの充実を図ります。
- 図書館のアカデミックな空間を活用し、他の組織や団体と連携することで、地域の核となる人材の育成を推進し、暮らし・仕事・学びを支援する情報環境を提供するとともに活躍できる場の提供にも取り組みます。
- 郷土資料コーナーを活用し、地域の様々な情報資料を収集・整理・発信・提供し、ふるさとへの誇りと愛着を醸成する教育を推進します。
- 学校図書室との連携を強化し、子供たちの多様な学びや生きる力と心を育む教育を支援し、人間性豊かな子供の育成につながる読書環境の充実を図ります。

基本目標5 豊かな文化遺産・伝統文化の保存と継承



(1) 文化遺産・伝統文化の保存と継承

文化遺産とは、町民が未来へ伝えていきたいモノやコトなどを指します。文化遺産には、特別史跡基肆城跡^{※27}や千塔山遺跡出土青銅製鋤先^{※28}などの文化財、

御神幸祭^{※29}や園部くんち^{※30}、どんど焼き^{※31}などの伝統文化、各地域にのこる民間行事や建造物なども含みます。これらの文化遺産を再発見・再認識し、後世に継承します。また、町の歴史や文化遺産等を子供たちに伝えていくことで、ふるさと基山を誇りに思い、愛する児童生徒の育成に努めます。

取組方針

- 文化遺産の調査・研究を進め、歴史的風致維持向上計画^{※32}も活用しながら、後世に継げられるよう適切な保存・活用を図ります。
- 学び知る機会を増やすため、展示や講座、小中学校への出前授業などの取組を推進します。
- 伝統芸能や地域の祭事などを継承するため、子供たちをはじめとする担い手の育成や用具の維持などを支援します。
- 学び親しみながら次世代へ伝えていくため、文化遺産ガイドなどの人材育成や町民活動を支援します。

(2) 文化財の活用と魅力発信

町の史跡や文化財の魅力について全世代に分かりやすく情報を発信するとともに日本遺産への登録を契機に佐賀県や他の自治体とも連携・協力をして、広く周知を図っていきます。特に特別史跡「基肄城跡」の知名度向上に努めます。

また、歴史的風致維持向上計画に基づき、魅力と活力ある未来を創造していきます。

取組方針

- 基肄城跡の魅力発信のため、ホームページの活用をはじめ、広報活動に力を入れます。
- 多くの方々に基肄城跡を訪れていただけるよう登山道整備や看板の整備等を行っています。
- 佐賀県や近隣自治体とも連携・協力をして、基肄城跡の知名度向上を図っていきます。
- 歴史的風致維持向上計画に基づいて計画的に事業を行うなどして、文化財等を利活用したまちづくりを推進していきます。

基本目標6 夢・感動と活力を生むスポーツの振興



(1) 夢・感動と活力を生むスポーツの振興

国民スポーツ大会^{※33}・全国障害者スポーツ大会^{※34}の開催をきっかけとして、町内におけるスポーツに対する関心度を高め、町民の心身の健康を向上させるため、

青少年スポーツ、プロスポーツ、高齢者でも実施できる軽スポーツ等の各層、各分野におけるスポーツ振興に努めます。

取組方針

- スポーツを通じて、健康や楽しみ・生きがいづくりを促進し、スポーツ交流人口の拡大に向けた環境づくりを推進します。
- ライフスタイルやライフステージに応じて継続してスポーツを楽しむことができるよう、各種スポーツイベントや大会などを積極的に支援します。
- 全町的なスポーツ大会等を開催し、地域づくり人づくりの取組を推進するとともに、地域コミュニティの強化を促進していきます。
- スポーツ大会やイベント等を通じて、たくさんの人が本町を訪れることで、おもてなしのレベルアップ、本町の情報発信と魅力向上、地域の活性化につなげます。

(2) 青少年スポーツ・プロスポーツの振興

新型コロナウイルス感染症の拡大によって子供たちを取り巻く環境が一変した結果、子供の体力レベルの低下傾向が進んでいます。運動好きな子供や日常から運動に親しむ子供を増加させ、生涯にわたって運動やスポーツを継続し、心身ともに健康で幸福な生活を営むことができる資質や能力の育成を図っていきます。

取組方針

- 子供たちの健全な成長をめざし、青少年スポーツの活動の充実を図ります。
- 中学生期のスポーツ活動の充実をめざした運動部活動と地域スポーツの連携を深めます。
- サガン鳥栖や久光スプリングスなどの県内のプロスポーツを支援し、スポーツを身近に感じることができる環境を整えることで、子供たちがスポーツに取り組むきっかけづくりに努めます。

(3) 軽スポーツの振興

レクリエーションや体力づくり、コミュニケーションの一環として、スポーツの持つ力が見直されています。軽スポーツをはじめ、年齢、性別等に関係なく、誰もが気軽に楽しむことができるスポーツ環境づくりを推進していきます。

取組方針

- ラージボール卓球^{※35}やターゲットバードゴルフ^{※36}などの子供から高齢者まで誰もが一緒に楽しめるスポーツやレクリエーションである軽スポーツの普及、推進を図ります。
- 地域のコミュニティや運動教室等への軽スポーツの導入を促進します。

- 語句説明 -

※1 こども家庭センター (P4)

児童福祉法に基づき市町村が設置するもので、全ての妊産婦、子育て世帯、子供へ一体的に相談支援を行う機能を有する機関。児童福祉と母子保健の一体的支援を実施する。基山町では、令和6年4月に、子育て世代包括支援センターを拡充し、児童福祉との一体的相談支援機関として、保健センターにこども家庭センターを設置した。

※2 子育て世代包括支援センター (P4)

母子保健法に基づき市町村が設置するもので、保健師等の専門スタッフが妊娠・出産・子育てに関する様々な相談に対応し、必要に応じて支援プランの策定や地域の保健医療・福祉の関係機関との連絡調整を行うなど、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を一体的に提供している。基山町では、平成30年10月に保健センターに設置した。令和6年4月には、子育て世代包括支援センターと児童福祉との一体的相談支援機関として、こども家庭センターを設置した。

※3 ファミリー・サポート・センター事業 (P4)

子育ての援助を受けたい方（利用会員）と援助を行いたい方（協会員）とが会員となり、地域で子育てを助けあうための事業で、基山町では、「きやま子育て交流広場」にセンターを併設している。

※4 教育支援センター（まいるーむ） (P5)

小中学校を長期で休んでいる子供のために、学籍のある学校とは別の場所に教育委員会等が用意した公的機関。不登校の状態にある児童生徒のための自立を支援する場所である。基山町教育支援センター（まいるーむ）は、令和3年10月に保健センターに開設した。

※5 放課後等デイサービス (P5)

児童福祉法に基づき、学校に就学している障害児に対し、個別や集団プログラムを通じて日常生活での動作の習得や、集団生活への適応に向けた支援を行う障害福祉サービスの一つ。

令和5年7月現在、町内に8施設あり、鳥栖市など近隣にある施設を利用している児童生徒も多い。

※6 ヤングケアラー (P5)

本来ならば大人が担うと想定されているような家事や家族の世話、介護を日常的に行っている子供のことを指し、責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがある。

※7 放課後児童クラブ (P6)

放課後または学校休業日の家庭において、保護者の就労等により保育に欠ける小学生児童に、適切な生活や遊びの場を与えて、健全な育成を行うもの。基山小学校校区に3教室、若基小学校校区に1教室を設置して1～6年生の対象児童を受け入れている。

※8 子どもの居場所づくり教室 (P6)

学校外の時間を使って軽スポーツや工作などの多彩なプログラムで、友達や地域の人たちとふれあう活動を行っている。基山町では土曜日に原則月2回実施している。

※9 子ども食堂 (P6)

子供たちに無料または少額で食事や温かな団らんを提供する場所である。

※10 多世代食堂 (P6)

地域の子供からお年寄りまで楽しく食卓を囲む「多世代食堂」は、基山町多世代交流センター憩の家で毎月第1土曜日に基山町社会福祉協議会が実施している。

子どもの居場所づくりや住民同士の交流促進を目指し、地元の農家が提供した野菜や果物を使って、ボランティア等が調理し、無料で提供している。

※11 フードドライブ (P6)

家庭で余っている食品を集めて、食品を必要としている団体、施設等に寄付する活動。

※12 GIGA スクール構想 (P6)

文部科学省が進める、「1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子供を含め、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現する」ための取組。

GIGAはGlobal and Innovation Gateway for Allの頭文字をとった言葉で、「すべての児童・生徒にグローバルで革新的な扉を」という意味が込められている。

※13 ICT 教育 (P6)

ICTは、Information and Communication Technologyの頭文字をとった言葉で、パソコンやタブレット端末、インターネットなどの情報通信技術を活用した教育手法である。

※14 **教育DX（デジタル・トランスフォーメーション）**（P6）

学校が、デジタル技術を活用して、カリキュラムや学習のあり方を革新するとともに、教職員の業務や組織、プロセス、学校文化を革新し、時代に対応した教育を確立すること。

※15 **ChatGPT**（P6）

米新興企業の OpenAI が公開した自然な文章を生成する人工知能（AI）で 2022 年の公開以降、注目されている。令和 5 年 7 月の時点では、教育現場における利用の基本的な考え方として「現時点では活用が有効な場面を検証しつつ、限定的な利用から始めることが適切」との見解を文部科学省は示している。

※16 **放課後補充学習**（P7）

放課後に学校施設を利用し、毎週水曜日に小中学校で実施している。小学校では民間進学塾「英進館」が 3 年生と 6 年生を対象に実施し、主体的な学習の仕方を身につけさせ、基礎的・基本的な学力の確実な定着を図っている。中学校では 1～3 年生を対象に実施している。

※17 **キャリア教育**（P7）

子供たちが将来、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するための教育。

※18 **性的マイノリティ**（P7）

同性が好きな人や、自分の性に違和感を覚える人、または性同一性障害などの人々の総称。
性的マイノリティのカテゴリーを表す言葉の一つとして「LGBT」がある。

※19 **「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」**（P8）

スポーツ庁及び文化庁により令和 4 年夏に取りまとめられた部活動の地域移行に関する検討会議の提言を踏まえ、令和 4 年 12 月に国が策定したもの。学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方とともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、国の考え方が提示されている。

※20 **学校運営協議会（コミュニティ・スクール）**（P9）

学校と保護者や地域住民とともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子供たちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進めるもので、法律（地教行法第 47 条の 5）に基づいた仕組みで、基山町立 3 小中学校では令和 2 年度から取り組み始めた。

※21 **小規模特認校**（P9）

学校選択制の一つである特認校制を小規模校で実施するもので、特定の学校を「特認校」として指定し、少人数での教育の良さを生かした、きめ細かな指導や特色ある教育を行うもの。

基山町では、教室数や放課後児童クラブの受け入れ等に余裕がある若基小学校に令和 2 年度にこの制度を導入し、町内全域から通うことができるようにしている。

※22 **就学援助制度**（P9）

経済的な理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して行っている支援制度の一つ。基山町では、生活保護世帯に準ずる程度に経済的に困窮している世帯に対し、学用品費や給食費等の就学上必要な経費の一部を町で援助している。

※23 **育英資金**（P9）

意欲ある学生（高校生、専門学校生、大学生等）を対象に、町から無利子で学生に奨学金を貸与するもの。
基山町では令和 4 年度に償還期間を 6 年間から 10 年間に延長した。より利用しやすい制度となるよう支給額の増額等を検討している。

※24 **プログラミング**（P10）

コンピューターに人間が意図した処理をするように指示を与える作業のこと。
小学校段階におけるプログラミング教育は、平成 29 年 3 月に小学校学習指導要領改訂が行われ、令和 2 年度から全面实施となった。

※25 **e スポーツ**（P10）

Electronic Sports の略称で、広義には、電子機器を用いて行う娯楽、競技、スポーツ全般を指す言葉であり、コンピューターゲーム、ビデオゲームを使った対戦をスポーツ競技として捉える際の名称。

※26 **きやま人づくり大学**（P10）

町の魅力や課題を学び、情報の発信や解決策を実践する人材育成を図るために基山町が開校している。

※27 **特別史跡基肆城跡**（P11）

天智 4 年（665 年）に大野城跡とともに築かれた日本最古の本格的な山城で、構造上の特徴から「朝鮮式山城」と呼ばれている。白村江の戦いで大敗した後、大宰府を中心とした北部九州の防衛の一つとして築城された。

基山（きざん：標高約 405m）とその東峰（標高 327m）とを土塁と石塁で囲み、その内側の尾根上にこれまでに約 40 棟の建物が確認されており、主に武器や食糧などが蓄えられたと考えられている。

現在は、「礎石群」と呼ばれる柱を据えた基礎石を見ることができる。これまでに建物に葺かれた瓦や生活容器として使われていたと考えられる土師器・須恵器などが出土している。昭和12年12月に国史跡、昭和29年3月に国の特別史跡に佐賀県内で初めて指定され、国を代表する史跡の一つとなっている。

※28 千塔山遺跡出土青銅製鋤先 (P11)

千塔山遺跡は、基山駅前（モール商店街付近）の標高約50mの小高い丘陵地にあった、弥生時代終わり頃の環濠集落跡。発掘調査の結果、約40棟の竪穴住居跡が確認され、集落の周囲は断面がV字形やU字形の溝に囲まれていた。

青銅製鋤先は、溝や住居跡から計7点出土し、そのうち2点は完全な形のものである。鋤とは現在のスコップのようなもので、鋤先とはその先端に装着されるものにあたる。

※29 御神幸祭 (P12)

荒穂神社の秋の祭礼で毎年秋分の日に行われる。この祭りでは、災払、鉦風流、獅子舞、羽熊、挟箱などの民俗芸能が奉納される。祭の1週間前から、しめ縄建てのほか、前日の夜更けには柴垣の座が行われる。

当日には、早朝から神殿で神事があり、御神体を神輿に移して約2km離れた御仮殿（多世代交流センター憩いの家広場）へ向かい、正午から御仮殿で神事と各民俗芸能が奉納され、その後、行列を作り本社へ戻る。町指定無形民俗文化財に指定している。

※30 園部くんち (P12)

宝満神社の秋の祭礼として毎年10月17日に近い日曜日に園部地区（1・2区）の氏子たちによって行われる。祭りは、早朝に本殿で神事が行われ、ご神体を神輿に移し、行列を作って約250m離れた御仮殿へ下る。午後、御仮殿で神事を行い再び行列を作って本社へ戻る。行列の途中では、羽熊や挟箱による独特の芸能が演じられる。町指定無形民俗文化財に指定している。

※31 どんど焼き (P12)

飾り終えた門松やしめ縄といった正月飾りを神社などで燃やす、日本の伝統的な火祭り行事のこと。正月に迎えた歳神様を見送り、一年の幸せを祈願するために旧暦の新年最初の満月の日にあたる1月15日に行われる。正月飾りをそのままゴミとして廃棄するのではなく、神聖な火で燃やし、満月の力によって浄化することで、一年間の災いや悪運を払うことができると考えられている。また、どんど焼きの火は「穢れを清める」「新しい命を生み出すもの」であり、縁起が良いとされている。

※32 歴史的風致維持向上計画 (P12)

基山町の歴史的風致を構成する歴史的な建造物や歴史・伝統を反映した人々の活動を文化遺産として守り、活かす歴史まちづくりの推進を図ることを目的として、「地域における歴史的風致維持向上に関する法律」に基づき策定した計画。

※33 国民スポーツ大会 (P12)

広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとするを目的に、毎年、都道府県持ち回りで開催される国内最大のスポーツの祭典。令和6年（2024年）に開催される佐賀大会が「国民体育大会」から「国民スポーツ大会」に名称が変わる最初の大会。基山町では、正式競技として卓球が開催される。

※34 全国障害者スポーツ大会 (P12)

全国障害者スポーツ大会は、障がいのある選手が競技等を通じ、スポーツの楽しさを体験するとともに、多くの人々が障がいに対する理解を深め、障がいのある人の社会参加を推進することを目的として開催。毎年、国民スポーツ大会を開催した都道府県で開催される、全国的な障害者スポーツの祭典。令和6年（2024年）に開催される、SAGA2024全障スポは、佐賀県で初めて開催される全国障害者スポーツ大会で、基山町では、卓球とサウンドテーブルテニスが開催される。

※35 ラージボール卓球 (P13)

1988年に新卓球として生まれた競技。「幼児から高齢者まで初めて卓球に触れる方がすぐに楽しめるボール」として開発され、使用するボールが卓球よりも大きく軽いため、スピード・回転数が遅く、ラケットに当てるのが容易であり、気軽に卓球のおもしろさを味わうことができる。

※36 ターゲットバードゴルフ (P13)

ゴルフボールにバドミントンの羽根を付けた専用ボールを、ゴルフクラブで打ち、傘をさかさまに立てた形のホールへ入れるスポーツ。全国的に親しまれている生涯スポーツの一つで、単純明快なルールや体力的な壁もなく、ゴルフという誰もが知るスポーツと似ているため、競技を始めやすい、初心者でも気軽に始めることができる手軽さがある。

《 基山町教育大綱 体系図 》

